



令和3年度

商工会マンスリー3月号

池田町商工会

会員数 552件(R4.2.28 現在)

TEL 45-8000 FAX 45-8186

E-mail: ikeda@ml.gifushoko.or.jp

会員加入

令和4年1月31日の理事会で承認を受け、下記の方々に会員加入いただきました。よろしくお祈りします。

地区	氏名	業種	事業所名	地区	氏名	業種	事業所名
上八幡	森 均	建築工事業	森 工	六之井	清水とよ子	発電所	ヤマカパワーズ
草 深	竹中 裕二	建設業	有限会社竹中	沓 井	末武 伸彦	造園業	グリーンラボすえたけ

確定申告

『決算・確定申告相談のご案内』

池田町商工会では、令和3年分の所得税と消費税の決算・確定申告指導を下記日程により実施いたしますので、関係書類・筆記具・電卓などをご持参のうえ、お越しいただきますようご案内します。なお、今年度もe-Tax(税理士による代理送信)を利用して指導させていただきます。

提出が遅くなると会場は大変込み合いますので、お早めにお越しください。

【税理士による決算・確定申告等相談】

日程	時間	税理士名	日程	時間	税理士
3月 1日(火)	9時~16時	鹿子嶋 税理士	3月 9日(水)	9時~16時	宇 野 税理士
3月 2日(水)	9時~16時	宇 野 税理士	3月11日(金)	9時~16時	渡 邊 税理士
3月 3日(木)	9時~16時	鹿子嶋 税理士	3月14日(月)	9時~16時	宇 野 税理士
3月 4日(金)	9時~16時	渡 邊 税理士	3月22日(火)	9時~16時	鹿子嶋 税理士
3月 7日(月)	9時~16時	渡 邊 税理士	3月23日(水)	9時~16時	宇 野 税理士

※3月22日(火)・23日(水)は消費税のみの相談

【商工会職員による決算・確定申告相談】

☆日 程：3月1日(火)~3月14日(月) <但し、土曜・日曜・祝日は除く>

☆時 間：9時~16時(12時から13時は休憩)

☆場 所：池田町商工会館



「確定申告のお知らせ」はがきイメージ

【留意点】

- ・税務署から送付されている「確定申告のお知らせ」はがきを必ずご持参下さい。
- ・本年度も確定申告には、マイナンバーが必要になりますので、申告者の通知カードまたはマイナンバーカードをご持参下さい。
- ・新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用・入室時の手指の消毒・体調不良の方(発熱を含む)の参加見合わせを行って頂きますようお願いいたします。

情報

商工会の『WEBセミナー』を利用して経営に役立てよう

WEBセミナーは、インターネットで映像コンテンツを視聴することにより、様々な経営情報が取得できるサービスです。何時でも、何処でも、好きなだけご利用いただけます。

【ご利用方法】

①池田町商工会のホームページに貼られたバナーをクリック。

②専用IDとパスワードを入力します。

③600本以上の豊富なラインナップが無料で視聴可

ログインID	4041	パスワード	4041
--------	------	-------	------

施策

事業復活支援金について



【事業復活支援金とは】

事業復活支援金は、**新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約**により、大きな影響を受け、**自らの事業判断によらず売上が大きく減少している中堅企業、中小企業その他の法人等及びフリーランスを含む個人事業者**に対して、2021年11月から2022年3月までの期間における影響を緩和して、事業の継続及び立て直しのための取組を支援するため、事業全般に広く使える支援金を迅速かつ公正に給付するものです。

給付対象

①と②を満たす **中小法人・個人事業者が給付対象** となります。

① **新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者**

② **2021年11月~2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月~2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者**

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じていた分に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

給付額

中小法人等 **上限最大250万円** 個人事業者等 **上限最大50万円** を支給します。

給付額 **基準期間^{※1}の売上高-対象月の売上高×5か月分**

※1 2018年11月~2019年3月/2019年11月~2020年3月/2020年11月~2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超~5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

- ① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
- ② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止
- ③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行
- ④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制
- ⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航客や訪日外国人旅行者の減少
- ⑥ 顧客・取引先が①~⑤のいずれかの影響を受けたこと
- ⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限
- ⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
- ⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請

※事業上不可欠な取引や商談機会等の制約につながるもの

上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求められる場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合は給付対象とはなりません

- ① 実際に売上が減少したわけでもないにもかかわらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。
- ② 売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。
- ③ 要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

- ☆申請書類：①履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)
 ②收受日付印の付いた2019年(度)、2020年(度)及び選択する基準期間を全て含む**確定申告書類の控**
 ③対象月の売上台帳等
 ④振込先の通帳
 ⑤代表者または個人事業者等本人が自署した**宣誓・同意書**

☆保存書類：2018年11月から対象月までの確定申告書類の裏付けとなる**帳簿書類(売上台帳、経費台帳、請求書、領収書など)**および**通帳**を保存して下さい。申請時の提出は、不要ですが申請後に提出を求める場合がございますので7年間保存して下さい。
給付要件を満たさないおそれがある場合は、保存書類以外にも書類の提出を求める場合があります。

☆申請期間：2022年5月31日(火)迄

行事

行事予定

- 3月17日(木) 桜蔭切(観光サービス業部会)
- 3月28日(月) 理事役員会



☆商工会員さんの事業所名、住所、代表者名などに変更があった場合はお早めにご連絡ください☆